

(小幡委員) 組織のトップというのは何から今まで1人が実質的に決定するというのは不可能です。

(多田羅委員) ですから、それは組織がやるわけですよ。今、議論をしているのは所長論であって。

(小幡委員) そうです。その所長をどうしても医者でなければいけないということによって得られるのは、私が何度も申し上げていますように、下から2行目のところはまさにそうだなと思います。ただ、保健所で実質的に決定しているのは、ほかの領域についてはもっとほかの、保健所の中でも組織の下のいろいろなところかもしれない。

(多田羅委員) けれど、医者にしかできない仕事というはあるんですね。それは住民の健康を守るために極めて重要なことです。ですから、その人を所長にして決定というものをして、ほかの今あなたがおっしゃったいろいろなものは保健所全体で守っていこうという工夫を……。

(小幡委員) それで方向としてはよろしいんじゃないですか。本来、そうであろうと私も思います。ただ、ここで議論しているのは……。

(多田羅委員) その確保が難しいというのであれば、それは厚生労働省なり、もちろん国の安全のために保健所長を医者という論点に私はなると思うので、国が医師の確保・質の向上というものについては責任を持って担うべきだということをこの検討会の結論にしていただければ、私はありがたいと思います。その数の問題が今もし重要であり、また、質の問題が重要であるとすればですよ。

(小幡委員) 組織のトップのあり方についてはいろいろ考え方があると思います。私は、シンボル的な意味はあるかなと。ですから、それが先ほどから申し上げているように、下から2行目のところの理論はあるので、それに対して、もし必置規制をはずす場合には、どういう代替的なことをしていくかということを考えなければいけないのではないかと思います。

(多田羅委員) そうですね。

(石井座長) まだご意見があるような感じもしますが、時間が終わりに近づいておりまして、それでもどうしてもこの際発言をという方があれば、どうぞ。

(藤崎官房参事官) 事務局からで恐縮ですが、本日のこの論点メモに大分おしゃかりをいただきましたので、若干、事務局側の考え方をご説明させて頂いて、併せて先生方のご意見を伺いたいと思うわけであります。

まず、基本的なスタンスでありますが、この2つの論点整理というのをなぜここに書いたかといいますと、この間、かなり先鋭な意見の対立があったと。過去の議事録などを見てもありますので、それをまずクリアに、それぞれがどのような形で主張されているかというのを整理したというのが、この論点整理であります。

したがって、それぞれに記載されたものは各委員がおっしゃられたことばかりであります。これは偏るも偏らないもなくて、こういうことをそれが主張されておりました

ということで載せてございます。そのときの軸は、この検討会そのものの前提が、これまで「保健所長は医師でなければならない」としていたことが妥当なのかどうなのかということでありまして、その政令の規定を廃止するのかしないのかということが基本的には一義的な争点になっているわけであります。

したがって、その観点からどのような、つまり、医師でなければならないという主張をされる方は何を論拠にしてそう主張されておられるのか。それから、医師である必要はないとか、そのほかの選択肢だろうと言われる方々は、どういう論拠でそれを主張しておられるのか。それをクリアに論点で整理をしないとその後が進めない、というのがまず私どもがこの整理をさせていただいた基本的な目的であり、ねらいであります。

その整理をした上で、今度はどういう視点でさらに議論を深めていただいて、検討会としてのおまとめをいただくのかというのは次のプロセスであります、今までのところで大分議論がなされました、3の議論の方向性というところで、議論を踏まえた場合にこんな形で問題を整理させていただいているので、そこを煮詰めていただくことを次回にお出ししたいと考えておるわけでございます。

それから、もう1点でございますが、①のほうが「・」が5つで、②のほうが10ということで、大分おしかりを受けておりますが、これについて若干補足させていただきますと、前回は6と8でございました。それで、6がなぜ5になったかといいますと、先ほどの説明にありましたように、前回の「戦後復員軍医が」というのが2つにわたっておりましたので、これを1つにまとめただけであります、それで1つ「・」が減ってしまったわけです。

それから、前回は8つあったものに加えて2つ足したのは、前回の議論の中で、新しい論点として出たものを2つ加えただけでございます。事務局はその点はニュートラルでございますから、そのように加えただけでございます。

そして、私が申し上げたいのは、前回もこの軸の切り方といいましょうか、2つの議論の整理について、まずければほかの整理の仕方があればお教えいただきたいというお願いを申し上げております。

それから、ここに掲げた論点で、足りないものがあればぜひ教えていただきたい。また、論点で不適切で正しくリプレゼントされていないものも教えていただきたいと申し上げておりますので、今からでも結構ですから、それをいただきたくお願い致します。何とかこの整理部分だけでもやっておかないと、その先へどう議論を進めていったらいいかということがなかなか進みませんので。

きょうのこの3の議論の方向性で書きましたことは、前回の議論を踏まえて書いたつもりでございますので、これをきょう承認していただければ、次回は3の(3)に基づいて、その具体的な項目をいろいろ入れて、私どもなりにきょうのご議論を整理させていただいて、かなりのご意見が出てきたと判断しておりますので、それをどういう議論の形で整理をしていったらいいのかというのはなかなか難しいところですが、私どものほう

でとりあえずやらせていただいて、次回、一歩それを進めた形で議論をさせていただければと願っております。

そのときに、そもそも何のためにこの議論をしているかとか、今までの日本の状態はどうであったのかとか、こう替えることのベネフィットはどうか、国民の観点からはどうかとか、さまざまな論点があろうと思いますので、それも入れた形でこちらで提示をして、さらなるご議論をいただければと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

(櫻井委員) 今、参事官が言われた論点整理の1と2でアンバランスとか、いろいろ意見が出ましたけれど、もともとこの1と2と書いてあるのはおかしいんで、この検討会は「保健所長の職務の在り方に関する検討会」なので、「職務の在り方」のところに地方の自治決定権の拡大なんてありえないですよね。さっき言ったように、「職務の在り方」というのは、「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全の確保」しかないんですよ。「確保するのに地方自治権の決定権を拡大しないと確保できない」というご意見があるならそこへ書き込むならわかるけれど、「職務の在り方」に①があること自体がまるっきりおかしいということをさっき申し上げたつもりですけれど、それがまだわかっていないとしたら、おかしな話なんです。

ですから、「職務の在り方」というところに「地方分権の流れに逆行している」なんて、こんなことはとんでもないことで、それだったら、さっきの食品衛生法の話だって、全く地方分権の流れに逆行して、サプリメントで人が死んだから食品の安全確保するために規制を強くしようという、安全確保のためには規制を強くせざるをえないということを動いているわけですよ。だから、こんなものが入るのもおかしい。

それから、「地方の自己決定権の拡大」のところに、「戦後復員軍医」がどうで、「医師不足から若年の保健所長が生じたりし」なんて、こんなものは「健康の保持及び増進並びに安全の確保」とどう関係があるのかと言いたくなるわけです。命題は、②のことについて、ほかにこういうご意見があったとか、この確保をするためには地方自治権の拡大があったほうがいいよとか、そういうことを書くならわかるんです。でも、どう考えても、地方公共団体に勤務する医師のキャリアパスの観点からも医師資格が足かせになるということが安全確保のために役立つとは、意見として成り立つとはとても思えない。でも、それが成り立つというなら、その中に書き込んでくれればいいので、この1と2とに分かれていること自体が、一番最初に申し上げたように、おかしいのだということなんです。

「職務の在り方」を検討しているんですから。

(藤崎官房参事官) ご意見はごもっともだと思いますが、ここの論点整理というのは、今までの会議の中で議論されたこと、いろいろあったご主張をとりあえず整理をしたと。そして、3の議論の方向性ですが、ここところで、6ページに(1)として「これまでの議論を踏まえ」ということで、今、櫻井先生がおっしゃられたような、「地域住民の健康の保持及び増進並びに安全が確保されることを前提として」という中で、「地方自己決定の拡大の観点から検討する」という流れで行つたらいかがでしょうか、というのが前回の

議論も踏まえたお話ですが、論点整理のほうに今までのそれぞれの議論の対立点を記述するということは、やはりまずうございましょうか。

(櫻井委員) 「職務の在り方」について検討したいと思う。

(石井座長) では、どうしましょうか。予定の時間が過ぎていますので。しかし、次の第6回もありますので。

では、今、積み残されそうになっているようなことも、次回以降どのようにできるか、今後のスケジュールのご説明をお願いいたします。

(平子室長補佐) それでは、事務局のほうから今後のスケジュールについてご説明させていただきたいと思います。お手元の資料7「保健所長の職務の在り方に関する検討会の今後のスケジュールについて（案）」を見ていただければと思います。

本日、論点整理メモにつきましてご議論をいただいたところでございますが、事務局といたしましては、次回11月10日に、こういった論点整理メモに基づく具体的な検討ということで、先ほど参事官から申し上げさせていただいた方向で資料を準備させていただき、議論を進めていきたいと考えております。

その際に、こういった保健所長の職務の在り方に関してさまざまな形でご意見を募集するということをホームページ上で行いたいと考えておりますし、それとともに、前回ご提案させていただきましたアンケート調査も、どのような形でするかということにつきまして、次回お示しさせていただければと考えております。

次回の検討会では、ご意見の募集の在り方につきましてご意見がまとまるようであれば、11月に早速、ホームページ上でご意見を募集させていただきたいと考えておりますし、その次の第7回でございますが、12月18日を予定してございますが、こういった個別の論点につきましてより議論を深めていただければと考えております。

そして、年が明けまして、平成16年1月になりますが、第8回を予定してございますし、それまでにさまざまな形でいただいたご意見やアンケート調査の結果につきましてご報告させていただくとともに、報告書の原案をできれば検討させていただけたらと考えております。

そして、2月につきましては、その報告書の意見のとりまとめを、できましたらと思っておりますが、念のため、第10回を3月に予備として確保しております。

先ほど横尾から申し上げさせていただきましたが、保健所の視察につきましては、1枚めくっていただきまして、本検討会の審議に資するために、希望する委員につきましては保健所の視察のアレンジをさせていただけたらと考えております。具体的な日程につきましては、事務局のほうで各委員と日程調整を行った上で決めさせていただきたいと思いますが、基本的には、都道府県が設置する保健所、政令市が設置する保健所、それぞれ1つずつを視察していただくということを前提に考えております。

具体的な内容といたしましては、保健所長の役割を中心に保健所の業務の説明、または施設案内、そして例えばこういった職務の在り方について関係者との意見交換ということ

で、具体的には各担当の職員または市町村の職員、実際にかかわっておられる患者団体、医師会、病院の職員、または食品環境衛生関係の団体など、こういった幅広い方々のご意見をいただく機会もつくりえるのかなと。この辺は実際に視察を希望される委員のご希望に沿った形でなるべく調整をしたいと考えておりますが、何分、相手方のあることでございますので、その辺はできる限りということでご了承いただきたいと思っております。

2点目ですが、もう1枚めくっていただきまして、韓国の現地調査につきまして少しご説明させていただきたいと思います。

本検討会におきまして、さまざまな形で韓国の現状につきまして事務局のほうに調べるようになるとご指示があったところですが、さまざまな形で、例えばメールや電話などで韓国の状況をお聞きしてまいりましたが、やはり委員の皆様方のご質問に答えるにはもう少し詳しく調べてみる必要があるのではないかと考えておりますが、実際に調査員が現地に赴きまして調査を行いたいと考えております。

具体的な日程といたしましては、11月の中頃を考えております。

訪問機関・訪問者等につきましては、具体的な関係者として、保健所、保健支所、行政機関、学識経験者などを想定しております。

調査項目につきましては、これまでの議論を踏まえまして、主に4つございます。

1点目は、保健所長・保健支所長の医師資格要件についての具体的な法律の根拠とか変遷、その現状といったところについて。

2点目は、その具体的な保健所の実態についてということで、具体的な機関委任、例えば権限の委譲の状況や組織の構造、特定の職位・職務に対する医師資格要件の有無、及びその理由など、いくつかの実態について調べていったらと考えております。

3点目は、具体的な事例における命令系統、意思決定、責任の所在について、特に本検討会におきまして議論になっております医学的な判断を求められる事例、または健康危機事例などにつきまして調査を具体的にできたらと考えております。

4点目は、本検討会の議論の背景となっております地方分権の状況や医師の社会的地位・需給状況などにつきまして、そういった環境というものについても過去と現状について調べてくることができると考えております。

こういったことを行うことによって、少しご報告できるような内容を準備できたらと考えております。

以上でございます。

(石井座長) ありがとうございました。

それでは、時間が少しオーバーしましたが、本日の検討会はこれで終了させていただきたいと思います。次回以降、今の予定でさらにきょうの議論を深めたり、その間に、先ほど事務局でおっしゃっていましたように、新しいコメントその他がございましたら、事務局のほうへもいただきまして進めていきたいと思っております。

本日は、長時間にわたりご熱心なご討議をありがとうございました。